

政策調整会議の概要

開催日 平成 28 年 5 月 26 日 (木)

◎項 目

- 1 高知県共催及び後援事業承認事務取扱要領の見直しについて【総務部】
- 2 テレビ・ラジオでの読み上げ広報について【総務部】

◎内 容

- 1 高知県共催及び後援事業承認事務取扱要領の見直しについて【総務部】

総務部より、高知県共催及び後援事業承認事務取扱要領の見直しに関する資料を配付の上、概要説明が行われた。

【主な説明の概要】

<見直しの経緯>

共催及び後援事業の承認事務については、事務取扱要領の承認基準に基づき、各担当課で承認・不承認の判断を行ってきたが、これまでの承認基準では、事業の内容が担当課の所管業務に該当しない場合に不承認となる傾向があったため、県行政全般の幅広い視点で判断できるよう見直しをすることとなった。

<見直しのポイント>

- 後援承認の基準として、これまで「事業の趣旨」に賛同するものを承認してきたが、以後は「事業の実施」に賛同するものを承認することに変更。
- 事業の内容が担当課の所管業務に該当しない場合に、不承認となる傾向を改善（各部局がセクショナリズムに陥りがちになる傾向を排除）。
- 自らの主義主張を伝える講演会等の後援承認をする場合は、反対意見を持つ方が自由に意見を述べることを確認のうえ、配布チラシ等に「高知県は公益に資する自由な議論の場の確保のため後援している」旨を明記。
- 事業者が、「高知県名義を無断で使用した場合」、「事実と異なる申請を行った場合」、「完了報告書を提出していない場合」は、その事由によっては以後の共催又は後援は認めないことを徹底。

- 2 テレビ・ラジオでの読み上げ広報について【総務部】

総務部より、資料に基づきテレビ・ラジオでの読み上げ広報についての概要説明が行われた。